仙台市排水設備管理システム構築・保守業務委託

落札者決定基準

仙台市建設局 下水道経営部 経営企画課

1　はじめに

本書は,「仙台市排水設備管理システム構築・保守業務委託」に関する落札者の決定基準を取りまとめたものである。

2　評価方法

(1) 概要

本業務の総合評価一般競争入札に関する評価は，価格評価及び技術提案評価に区分して実施する。各評価は本業務の総合評価一般競争入札の実施に係る総合評価委員会により実施する。

(2) 評価区分及び配分点

価格評価と技術提案評価の配分点比率を１：３とし，技術提案評価はさらに非機能要件審査，機能要件審査及びデモンストレーション審査に区分し，配分点比率を１：１：１とする。配分点の合計は 4,000 点とし，詳細を「表１　配点一覧表」に示す。

表１　配分点一覧表

評　価　区　分	審　査　区　分	配　分　点	
価格評価		1,000 点	
技術提案評価	非機能要件審査	1,000 点	3,000 点
	機能要件審査	1,000 点	
	デモンストレーション審査	1,000 点	
合　　計		4,000 点	

(3) 評価項目

各審査区分における評価項目は「表２　評価項目一覧表」のとおりとする。

表２　評価項目一覧表

審査区分	評価項目	備考
価格審査	経済性に関する事項	―
非機能要件審査	可用性・性能及び拡張性・移行性・セキュリティ・システム環境・運用及び保守性・技術力及び供給能力に関する事項	詳細は「別紙１ 非機能要件審査基準表」による
機能要件審査	機能に関する事項	詳細は「別紙２ 機能要件審査基準表」による
デモンストレーション審査	操作性及び視認性に関する事項	詳細は「別紙３ デモンストレーション審査実施要領」による

(4) 欠格事項

以下に該当する者は失格とする。

①期日までに必要な書類を提出しない者及びデモンストレーション審査に応じない者

②技術提案書作成要領に定める作成要領・提出方法に反する技術提案書を提出した者

③仕様書に示す本市の目的・要求に応じた提案がなされていない者
④デモンストレーション審査実施要領に反するデモンストレーションを実施した者
⑤技術提案内容に事実と反する内容（又は反すると疑われる内容）がある者
⑥技術提案書の提案見積書における初期構築費（システム構築費及びハードウェア費用）と保守費（システム保守費用）のそれぞれについて，予定価格を上回る者

3　審査基準

(1) 価格審査基準

価格審査点は入札価格に基づき，式①により算出し，小数点以下は切捨てとする。

$$\left(\text{価格審査点}\right) = (\text{配分点 1,000 点}) \times \frac{(\text{予定価格}) - (\text{入札価格})}{(\text{予定価格})} \qquad \cdots \text{式①}$$

(2) 非機能要件審査基準

非機能要件審査点は，「別紙１　非機能要件審査基準表」の各項目について，「表３　非機能要件審査採点基準」により算出した点数の合計（2,340 点満点）を式②により非機能要件審査の配分点（1,000 点満点）に換算した点数（小数点以下切捨て）とする。

表３　非機能要件審査採点基準

評価点区分	評価	点数			
		150 点満点	120 点満点	60 点満点	30 点満点
基礎	Ⅰ：評価基準を満たしている	—	—	—	30 点
	Ⅱ：評価基準を満たしていない(注)	—	—	—	0 点
加点	A：特に優れている	150 点	120 点	60 点	—
	B：優れている	120 点	96 点	48 点	—
	C：標準的である	75 点	60 点	30 点	—
	D：部分的に評価できる・やや劣る	30 点	24 点	12 点	—
	E：評価できない	0 点	0 点	0 点	—

（注）評価点区分「基礎」の項目において，評価基準を満たしていない場合は，欠格事項③に該当するものとし，失格とする。

$$\left(\text{非機能要件審査点}\right) = \left(\text{配分点 1,000 点}\right) \times \frac{\left(\text{審査結果の採点合計}\right)}{\left(\text{審査採点の満点 2,340 点}\right)} \qquad \cdots \text{式②}$$

(3) 機能要件審査基準

機能要件審査点は，「別紙２　機能要件審査基準表」の各項目について，「表４　機能要件審査採点基準」により算出した点数の合計（2,830 点）を式③により機能要件審査の配分点（1,000 点満点）に換算した点数（小数点以下切捨て）とする。

表４　機能要件審査採点基準

記号	評　　価	点数		
		50 点満点	30 点満点	10 点満点
◎	提案日時点でパッケージシステムの標準機能等で実装している	50 点	30 点	10 点
○	総合テスト実施までにパッケージシステムの標準機能等で実装する	35 点	21 点	7 点
☆	総合テスト実施までにカスタマイズ又はアドオンにより実装する	25 点	15 点	5 点
△	実装不可であるが，本市が許容可能な代替手段(EUC 機能※等)が具体的に提示されている	10 点	6 点	2 点
×	実装不可であり，本市が許容可能な代替手段が提示されていない（注）	0 点	0 点	0 点

※EUC 機能とは，IT に関する特別な知識やスキルを有しない一般職員が，必要とする帳票やデータを簡易な操作で自ら出力できるものをいう。

注：機能要件はいずれも必須要件であることから，実装不可であり代替手段の提示がされていないものについては，欠格事項③に該当し，失格となる場合がある。

$$\left(\text{機能要件審査点}\right)=\left(\text{配分点 1,000 点}\right)\times\frac{\left(\text{審査結果の採点合計}\right)}{\left(\text{審査採点の満点 2,830 点}\right)}\qquad\text{・・・式③}$$

(4) デモンストレーション審査基準

デモンストレーション審査は，「別紙３　デモンストレーション審査実施要領」により実施する。デモンストレーション審査点は別紙３に定める審査項目について，「表５　デモンストレーション審査採点基準」により算出した点数の合計（1,350 点）を式④によりデモンストレーション審査の配分点（1,000 点満点）に換算した点数（小数点以下切捨て）とする。

なお，デモンストレーション審査の採点結果が 270 点（全項目で「D」評価の場合の点数）に満たない場合は，本調達の目的（現行システムから操作性等の改善）を満たしておらず，欠格事項③に該当するものとし，失格とする。

表５　デモンストレーション審査採点基準

評　　価	点　数			
	300 点満点	200 点満点	100 点満点	50 点満点
A：特に優れている	300 点	200 点	100 点	50 点
B：優れている	210 点	140 点	70 点	35 点
C：やや優れている	120 点	80 点	40 点	20 点
D：同程度である	60 点	40 点	20 点	10 点
E：劣っている・評価できない	0 点	0 点	0 点	0 点

$$\left(\text{デモンストレーション審査点}\right)=\left(\text{配分点 1,000 点}\right)\times\frac{\left(\text{審査結果の採点合計}\right)}{\left(\text{審査採点の満点 1,350 点}\right)}\text{・・・式④}$$